

特許法施行規則等の一部を改正する省令案について

令和 4 年 12 月
特 許 庁

1. 省令案の趣旨

出願人や代理人等の制度利用者（以下「出願人等」という。）の利便性向上を図るため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）第 14 条に規定する予納制度に関し、電子現金（Pay-easy（ペイジー¹））を活用した入金及び特許庁に対する予納書のオンライン提出を可能とするよう、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）等について所要の改正を行う。

2. 省令案の概要

特許庁に対する特許料等又は手数料（以下「手数料等」という。）の納付に際し利用できる予納制度は、出願人等が特許庁に対して一定の金額をあらかじめ納めておき、特許等に関する手続に際し、予納した額から所要の手数料等に充てる旨の申出をすることにより、当該手数料等の納付に充てることのできる制度である。

従来は予納の手段は特許印紙に限られていたが、特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 42 号。）において特例法第 14 条、第 15 条及び第 16 条を改正し、手数料等の予納について特許印紙ではなく「現金」をもってすることとした。これにより、特許印紙以外の予納の手段として、銀行振込による予納が可能となり、令和 3 年 10 月 1 日から納付受付を開始している。

しかし、特許印紙又は銀行振込により予納する場合、そのために必要な手続を書面により行わなければならない、また銀行振込については出願人等が金融機関窓口にて手続をする必要がある点で負担となっている旨の指摘がある。

そのため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）第 41 条の 9 に第 2 項を新設し、電子現金を活用した納付情報による予納を可能にするとともに、特許庁に対する予納書の提出をオンラインで行うことができるよう、同施行規則第 10 条に第 59 号の 2 を新設する等、所要の改正を行う。

3. スケジュール

令和 4 年 12 月 26 日	公布
令和 5 年 1 月 1 日	施行

¹ パソコンやスマートフォンを使用し、金融機関のインターネットバンキングや ATM から、税金や公共料金をはじめとする各種料金を支払うことができるサービス。各種収納機関と金融機関を結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する様々な決済関連データを伝送するためのシステムインフラである「マルチペイメントネットワーク」を活用して実現されている。

<https://www.jampa.gr.jp/payeasy/>